入 札 説 明 書

調達物品名 <u>蛍光検出器付LCMSシステム</u>

新潟市水道局総務部経理課

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)、新潟市水道局契約規程(昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。)、新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成19年新潟市水道局管理規程第4号。以下「特例規程」という。)、本件の調達に係る入札公告(以下「入札公告」という。)のほか、新潟市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量蛍光検出器付LCMSシステム 一式(案件番号 第260605号)
- (2) 調達物品の仕様・性能等 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 新潟市水道局水質管理センター(新潟市西区青山水道1番1号)
- (4) 納入期限および納入方法 別紙仕様書のとおり
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市水道局の競争入札参加資格者名簿(物品)に登載されている者であること。(公告日において名簿登録のない者については、下記「14 競争入札参加資格審査申請」を参照の上、必要な申請を行うこと。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること(同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。)。
- (4) 新潟市水道局競争入札参加資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市水道局競争入札参加資格業者指名停止等措置要領での別表2の10(暴力的不法行為)の適用に該当しない者であること。

3 間い合わせ先等

郵便番号951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1-3-3

新潟市水道局総務部経理課契約係

電話 025-232-7323 (直通)

FAX 025-231-3100

E-mail keiri.ws@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加申請書」(様式第1号)を、平成 26年11月10日17時までに、上記3の場所に直接持参または郵送(書留等の配達記録が残るも のに限る。)により提出すること。
- (2) 入札予定者は、提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出書類に基づき審査を行い,入札参加の可否を決定し,一般競争入札参加資格確認結果通知を平成26年11月21日までに発送する。
- (4) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。
- 5 入札保証金

入札保証金は免除する。

- 6 入札及び開札
 - (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成26年12月3日(水) 午前10時00分

イ 場所 上記3の同所入札室

- (2) 郵送による場合の入札書の受領期間及び提出先
 - ア 受領期間 平成26年11月25日から平成26年12月2日 17時まで
 - イ 提出先 上記3の場所へ送付すること。
 - ウ 郵送方法 書留等の配達記録が残るものに限る。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書」(様式第2号)を平成26年10月15日から同年11月10日17時まで、上記3へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加 資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する「委 任状」(様式第4号)を提出すること。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入 札室を退室することはできない。

- (9) 競争加入者又はその代理人は,「入札書」(様式第3号)及び「委任状」(様式第4号)を使用する こと。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した「入札書」を提出しなければならない。
 - ア 競争加入者の住所,会社(商店)名,入札者氏名及び押印(外国人にあっては,署名をもって押 印に代えることができる。以下同じ。)
 - イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及 び押印
 - ウ入札金額
 - 工 履行期限,履行場所(納入場所)
 - オ 品名,数量,単価及び金額
 - カ 品質・規格(「仕様書のとおり」という記載でも可)
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理 人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「6. (1)入札・開札日時及び場所」に記載する入札・開札日時以降に再度の入札を行う。再入札書の提出方法については、別途指示する。また、下記「7.入札の無効」の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした 入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。

- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の 行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4), (5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落 札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるとき は、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落 札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由 (当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を 行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を 停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

規程第32条により、契約金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結 を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当局の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書(案)」による。

14 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市水道局の競争入札参加資格者名簿(物品)に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達(WTO)契約に係る物品入札参加資格審査申請書を平成26年11月10日17時までに下記へ提出すること。

なお、申請書類は新潟市水道局ホームページから取得することができるほか、新潟市水道局総務部経理 課で交付する。

郵便番号951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1-3-3

新潟市水道局総務部経理課契約係

電話025-232-7323

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_shinsei.html

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名
印
担当者
(電話番号
(FAX番号
(E-Mail))

下記の案件に係る一般競争入札(WTO)に参加したいので、入札説明書に記載された入札に 参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公	告 年	月	日	平成26年10月15日
案	件	番	号	第260605号
調	達物	П	名	蛍光検出器付LCMSシステム

質疑書

住所	
商号又は名称	
代表者氏名	印
(担当者)
(電話番号)
(FAX番号)

平成

年 月

日

)

- 1 案件番号 第260605号
- 2 調達物品名 蛍光検出器付LCMSシステム

回答は、本質疑書の提出後10日以内に新潟市水道局ホームページ内、 [水道局入札] の [政府調達 (WTO) 契約に係る入札] に掲示します。 (下記アドレス)

(E-Mail

(http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_nyusatsu.html)

			質	疑	事	項
沙 1	アの庶民書け	仕様事体に対し	ア 近 明・	がなる	7. 4旦. △	、(入村に必要か車値に限る) にのみ提出して

- 注1 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合(入札に必要な事項に限る)にのみ提出して ください。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

入 札 書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住 所

氏 名

受任者

ED

新潟市水道局契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

7/7 Mill 14 / 1 (XE) / FU / C/M 4 / 9/5	1200 - 1	· · ·	. , . , - , , .	11 0	H-0	//		,	O
入 札 金 額		百		千			円		
入札保証金		百		千		免	除		
履行期限	平成	年	月 日						
履行場所									
品 名	品質・	規 格	数	量	単	<u>á</u>	価	金	額
備考									

入 札 書

平成24年9月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

			〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町				
	住	所	〇〇丁目〇〇番〇〇号	<u>-</u>			
	г с.	Þ	○○株式会社				
受任を受けて入札する場合には,	氏	名	代表取締役 〇〇 〇〇	ⅎ			
受任者名を記入し、押印してください。	受	任:	者 00 00 (Đ			

新潟市水道局契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入 札 金 額		音 ¥			千			円		
入札保証金		百			千		免	除		
履行期限	平成 2	26年3	月1:	3 日						
履行場所	新潟市	市水道局	水質管	管理セ	ンター	-				
品名	品質	• 規 榕	Š	数	量]	単	価	金	額
蛍光検出器 L CMSシステム		$\triangle\triangle\triangle$		1	式	0	, 00	00	000,	000
LCMSシステム "仕様書のとおり"				1	式	0	, ()(00	000,	000
LCMSシステム				1	式	0	, 00		000,	000

委 任 状

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

私は次の者をもつて、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住 所

氏 名 ⑩

受任者 氏 名

記

件 名 蛍光検出器付LCMSシステム

委 任 状

平成○○年○○月○○日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

私は次の者をもつて、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

 委任者
 住
 所
 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町

 委任者
 住
 所
 〇〇丁目〇〇番〇〇号

 〇〇株式会社
 氏
 名
 代表取締役
 〇〇〇〇〇

受任者 氏 名 〇〇 〇〇 ⑩

記

件 名 蛍光検出器付LCMSシステム

同等品承認願

1).	
1T.	ㅁь
	- 121

商号又は名称

代表者氏名	(FI)
(担当者)
(電話番号)
(FAX番号)
(E-Mail)

- 1 案件番号 第260605号
- 2 調達物品名 蛍光検出器付LCMSシステム

仕様書記載の参考銘柄	同等品承認希望品
日本ウォーターズ株式会社	
ACCUMENTATION OF A COMMISSION	
ACQUITY UPLC H-Class(FTN)システム	
Xevo TQ-S micro タンデム四重極型質量分	
析計	

カタログの写し等、必要に応じ同等の品質、機能を有することを証する資料を添付すること。 同等の品質、機能を有することを証するための諸費用は申請者の負担とする。

契 約 書

契	約	金	額			百万			千			円		銭	厘	毛	
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥																
	П		名		ļ E	品 質・	規格		数	量	単	価		金	1	額	
履	行	期	限	平成	年	月	日										
履	行	場	所	新潟	市水道	 司指定場	計										
契	約 货	录 証	金			百万			千			円	現 有(洒証	金 券		
特	約	条	項														

上記物品の供給について新潟市水道局を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項及び 特約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名 押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 新潟市水道局 代表者 新潟市水道事業管理者 水道局長 元 井 悦 朗 即

乙 住所

氏名

物品供給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約条項及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 乙は、物品を履行期限までに納入し、甲は、当該物品の代金を支払うものとする。
- 3 納入を完了するために必要な一切の手段については、この契約条項及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求, 通知, 報告, 申出, 承諾及び解除は, 書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号に掲げる保証を付す場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として 行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市水道局契約規程(昭和59年新潟市水道局管理規程第5号)第33条第3号,第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。 (履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日から10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。
- 3 甲は、前項の検査に合格した物品は、その引渡しを受けるものとし、当該検査に不合格となった物品は、期間を定めてその物品を良品と交換させ、補修させ、又は改造させることができる。この場合において、乙は、交換、補修又は改造の指示を受けたときは、自己の負担により速やか

にこれを履行し、その履行が終了したときは、甲にその旨を通知し、甲の検査を受けなければならない。

4 甲は、前項後段の規定による通知があったときは、当該通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき理由により前条第2項又は第4項に定める期間内に同条第2項又は第4項の検査をしないときは、当該期間が満了する日の翌日から当該検査をした日までの期間(以下この条において「遅延期間」という。)の日数は、第11条第2項に規定する期間(以下この条において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(所有権の移転)

第9条 納入された物品の所有権は,第7条第2項の検査(同条第4項の検査をしたときは,同項の検査。以下これらを「検査」という。)に合格した時をもって,こから甲に移転するものとする。

(不合格品の引取り)

第10条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、前項の物品の保管について責めを負わないものとする。
- 3 甲は、乙が第1項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。

(支払)

第11条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に物品代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に物品代金が支払われなかったときは、当該物品代金の額に政府契約の支払 遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第12条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、 その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、この責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。 (履行遅滞の場合における違約金等)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を納入することができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数(検査に要した日数を除く。 以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1、000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部 の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した額とする。
- 3 第1項の違約金は、物品代金の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(かし担保)

第14条 物品の引渡し後に甲がかしを発見したときは、乙は、甲の指定する日までに、これを良品と交換し、又は補修するものとする。

- 2 乙が前項の規定による交換又は補修に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者にかしのある物品を良品と交換させ、又は補修させることができる。
- 3 第1項の規定によるかしのある物品の交換又は補修の請求は、当該物品の引渡し後1年以内に行わなければならない。

(危險負担)

第15条 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人,支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み,妨げ, 又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (8) 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宣を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (10) 乙がこの契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (11) 乙がこの契約に関して第6号から第9号までのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は, 前項の規定によりこの契約が解除された場合は, 物品の引渡しの前後にかかわらず, 契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(談合その他の行為による解除等)

第17条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令又は独占禁止法第66条第4項の審決をした場合(独占禁止法第77条第1項の規定による当該審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。)
- (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(賠償額の予定)

第18条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

仕様書

1 件 名

蛍光検出器付 LCMS システム 一式

2 明 細

項目	規 格
分析精度の指定	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号 最終改正 平成26年2月28日厚生労働省令第15号)に規定されている、陰イオン界面活性剤について、青山浄水場の配水(以下水道水とする)及び信濃川・阿賀野川の原水と同等のマトリックスを含む試料水において、下記の1)に示す条件を満たす感度及び精度をもって分析できること。水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号 最終改正 平成26年2月28日厚生労働省令第101号 最終改正 平成26年2月28日厚生労働省令第15号)に規定されているハロ酢酸類について、水道水と同等のマトリックスを含む試料水において、下記の2)に示す条件を満たす感度及び精度をもって分析できること。 厚生労働省健康局水道課長通知(平成15年10月10日付健水発第1010001号 最終改正 平成26年3月31日付健発の331第33号厚生労働省健康局長通知)にある水質管理目標設定項目の検査方法 別添方法18~20に指定された農薬類について、水道水及び信濃川・阿賀野川の原水と同等のマトリックスを含む試料において、下記の3)に示す条件を満たす感度及び精度をもって分析できること。下記1)~3)の分析における、試料の注入量については50μL以内とする。 検量線については、下表に示す濃度範囲及びプロット数で、原点を通さずブランクを含む一次式を用い、相関係数0.99以上であること。表1.陰イオン界面活性剤の各設定濃度における検量線標準列
	検量線 標準列 (μg/L)
	Blank 4.0 6.0 8.0 10 12
	表 2. ハロ酢酸類の各設定濃度における検量線標準列 検量線 標準列 (μg/L) Blank 2.0 4.0 10 20

表 3. 農薬類の各設定濃度における検量線標準列

検量線 標準列 (μg/L)										
Blank	0.050	0.10	0.20	0.50	1.0					
Blank	0.050	0.10	0.20	0.50						
Blank	0.005	0.010	0.020	0.050						

- 1) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号 最終改正 平成26年2月28日厚生労働省令第15号)にある陰イオン界面活性剤の検査方法 別表24固相抽出-高速液体クロマトグラフ法により、下記の条件で分析が可能であること。
 - ① 別紙に示す項目については、0.004mg/L の定量下限を 有すること。
 - ② 精度については、基準値 1/50 で CV 値 20%を確保する こと。
 - ③ 各マトリックス試料において、回収率80~120%の範囲 内であること。
- 2) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号 最終改正 平成26年2月28日厚生労働省令第15号)にあるハロ酢酸類の検査方法 別表17の2液体クロマトグラフー質量分析法による一斉分析法により、下記の条件で分析が可能であること。
 - ① ハロ酢酸 3 種については、0.002mg/L の定量下限を有すること。
 - ② 精度については、①に記載されているハロ酢酸各種の 定量下限値において、CV 値 20%を確保すること。
 - ③ 水道水と同等のマトリックス試料において、回収率80~120%の範囲内であること。
- 3) 厚生労働省健康局水道課長通知(平成 15 年 10 月 10 日付 健水発第 1010001 号 最終改正 平成 26 年 3 月 31 日付健 発 0331 第 33 号 厚生労働省健康局長通知)にある水質管 理目標設定項目の検査方法 別添方法 18 固相抽出一液体クロマトグラフ一質量分析計による一斉分析法,別添方法 19 固相抽出一液体クロマトグラフ一質量分析法および、別添方法 20 液体クロマトグラフ一質量分析計による一斉分析法の対象とされている農薬類等のうち、別紙 3 に示す項目について、下記の条件で分析が可能であること。
 - ① 別紙3に示されている農薬類について、前処理操作を 行わず、一回注入による一斉分析を行う。
 - ② 別紙3に示されている農薬類の一斉分析に要する分析時間については、15分以内とする。
 - ③ 分析精度については、目標値 1/100、又は別紙 3 に示

		オ党長下限でCV値 200/お確保オスこと		
		す定量下限で CV 値 20%を確保すること。		
		④ 各マトリックス試料において、回収率 80~120%の範囲 内であること。		
2		1)送液装置 (2台)		
2	(残 谷 件) 以	1)		
		2)検出器① 蛍光検出器② フォトダイオードアレイ (PDA) 検出器③ 質量分析装置		
		3)オートサンプラー(2 台)		
		4) 窒素ガス発生装置		
		 5)システム制御及びデータ解析装置 ① ワークステーション用 PC (質量分析装置制御用) ② ワークステーション用 PC (PDA 並びに蛍光検出器制御用) ③ モニター ④ カラープリンター ⑤ ソフトウェア (システム制御用及びデータ解析用) 		
		6) その他① 実験台、ワークステーション用ラック、ラボチェア② アルゴンガス、レギュレーター、架台③ 電源設備④ 消耗品		
3	各部性能	 1)送液装置 ・ オンラインデガッサ機能を有すること。 ・ 脈動防止機能を有すること。 ・ 流量範囲が 0.010~2.000mL/min であること。 ・ システム耐圧は 15,000psi 以上であること。 ・ 流量精度は 0.075%CV または±0.02 分 SD 以下であること。 ・ 送液部のグラジエントカーブは 11 種類以上使用可能であること。 ・ 移動相はミキサーにより 4 種類以上混合可能であること。 ・ 耐薬品性に優れ、移動相 pH は標準で 2-12 に対応すること。 2)検出器 ①労業検出器 		
		①蛍光検出器 ・ 蛍光検出器の波長範囲は励起波長 200~890nm、蛍光波長は 210~900nm であり、水のラマンスペクトルのピーク S/N 比が 1000/1 以上であること。		

- ・ 蛍光検出器のセル耐圧が 500psi 以上、セル容量 2 μ L 以 下であること。
- ②フォトダイオードアレイ検出器
- ・ フォトダイオードアレイ検出器の波長範囲は 190~800nm、データ取り込みレートが80Hz以上であること。
- ・ 光路長 10mm 以上、セル容量 0.5 μ L 以下であること。
- ③質量分析装置
- MS/MS 測定が可能な四重極-コリジョンセル-四重極のタンデム四重極型質量分析計であること。
- ・ 分析部の真空を保った状態のまま、イオン化部、イオン 吸入部を洗浄、交換できること。
- ・ イオン化法はエレクトロスプレーイオン化法(ESI 法)及び大気圧化学イオン化法(APCI 法)が、プローブの交換なしで使用できること。
- 質量範囲は m/z 2~ 2000 以上であること。
- ・ 最大スキャンレートは 20,000Da/sec 以上であること。
- ・ MS 測定メソッド開発機能を有すること。
- 正イオンモードと負イオンモードのモニター切替時間が 0.015sec.以内で可能であること。また、1 回の分析で両モードのデータ取得が行えること。
- アルゴンガスによるコリジョン機能を有すること。
- 脱溶媒ガスとコーンガスに窒素ガスを使用できること。
- スキャンモード及び選択イオンモードによる測定ができること。
- ・ 感度は正イオンモードにてレセルピン 50 fg 注入時 S/N = 2500/1 以上であること。
- ・ 検出部は耐久性が高いフォトマルチプライヤーであり、 15年以上交換不要であること。

3) オートサンプラー

- 1.5~2.0ml バイアルを 96 個以上収納できること。
- 0.5~50 μ1 の範囲で注入できること。
- 4~40℃の範囲でサンプルの温度制御ができること(室温 23℃の状況において)。
- サンプルニードル洗浄機能を有すること。
- サンプルを含む 2ml バイアルをセットした部分を 4℃から 40℃までの温度範囲に設定でき、その温度を±3℃の精度 で維持できること。

4) 窒素ガス発生装置

・ 窒素ガス純度:95%以上

窒素ガス流量:30 L/min.以上

· 外径寸法 : W485mm×D740mm×H680 mm 以内

5)システム制御及びデータ解析装置

①ワークステーション用 PC 本体

(質量分析装置制御用)

• OS: Microsoft® Windows 7®英語版

- 制御 PC 部の CPU は Intel® Xeon E5-2620 Processor (2.0GHz 6c)以上の性能を有すること。
- メモリ:8 GB 以上
- · HDD 容量:2TB 以上
- マルチディスクドライブ
- ②ワークステーション用 PC 本体

(PDA 並びに蛍光検出器制御用)

- OS: Microsoft® Windows 7®日本語版
- 制御 PC 部の CPU は Core i5-4590(3.3GHz)以上の性能を 有すること。
- メモリ:4 GB 以上
- HDD 容量:500GB 以上
- マルチディスクドライブ

③モニター

液晶ディスプレイについては23インチ型以上とし、切替器等を用い、一台のモニターで上記①及び②の PC 本体を操作できること。

④カラープリンター

・ 上記①及び②に接続し、A4 サイズ以上の両面印刷可能な レーザープリンタであること。

⑤ソフトウェア

- 送液装置及び質量分析装置が同期しており、分析データの 取り込み及び解析ができること。
- PDA 並びに蛍光分析におけるデータ処理ソフトウェアについては、日本語版とすること。
- ・ 上記①及び②のPCそれぞれに Microsoft® Office Home and Business 2013®を付属すること。

6) その他

- ・ 蛍光検出器、フォトダイオードアレイ検出器、タンデム四 重極型質量分析装置、オートサンプラー及び送液装置は同 ーメーカー製とし、一社から保守サービスを受けることができ ること。
- ・ 陰イオン界面活性剤の分析に係るシステムとハロ酢酸類並 びに農薬類に係るシステムはそれぞれ独立した流路となっ ていること。
- ・ 装置システム及び実験台等の付帯設備については、別紙 4 に示す設置場所に搬入が可能であり、実験台及び装置システムは別紙 5 に示す設置スペース (W1500 mm×D900 mm×H1800 mm) に設置可能であること。
- ①実験台、ワークステーション用ラック、ラボチェア
- 実験台

天板 W1500 mm×D900 mm×厚み 40 mm、高さ H800 mm DALTON 社製の機器台 MW-02AC15001 と同等品とする。 機器の設置及び消耗品等が収納可能であること。機器の操作性及び耐震性の観点から、実験台の改造、二段階以上の試験台は認めない。

 ワークステーション用ラック 外形寸法 W800mm×D900mm×H1800 mm 以内 ・ ラボチェア DALTON 社製のラボチェア LLM-6 と同等品とする。

- ②アルゴンガス、レギュレーター、架台
- 機器接続用の配管はあらかじめ準備すること。
- ③電源設備

下記の電源に接続し、運用可能であること。電源の数量及び容量に係る工事は認めない。

- · 三相 200V75A×1
- 単相 100V15A×4

④消耗品

- ・ 陰イオン界面活性剤分析用カラム 2個
- ・ 陰イオン界面活性剤分析用ガードカラム 2個
- ・ ハロ酢酸類分析用カラム 2個
- ・ ハロ酢酸類分析用ガードカラム 2個
- ・ 農薬類分析用カラム 2個
- ・ 農薬類分析用ガードカラム 2個
- ・ 蛍光及び PDA 検出器用ランプ 各1個
- ・ 測定用バイヤル 120 個

上記消耗品以外にも、導入後一年以内に交換が必要なものについても、調達物に含む。

3 用 途

水道水中及び河川水中において、水質基準に関する省令に規定されている、陰イオン界面活性剤、ハロ酢酸類(水道水のみ)及び水質管理目標設定項目に指定されている 農薬類のうち、別紙3に示す農薬類の一斉分析に使用する。

4 参考銘柄

メーカー名	名 称
日本ウォーターズ株式会社	ACQUITY UPLC H-Class(FTN)システム Xevo TQ-S micro タンデム四重極型質量分析計

入札対象機器は上記参考銘柄とし、参考銘柄以外の同等の品質・機能を有する製品を提案される場合は、下記連絡先に照会し了承を得て下さい。

照会先 : 新潟市水道局経理課契約係

電話 025-232-7323 FAX 025-231-3100

照会方法:別紙「同等品承認願」に、該当する品名及び同等品のメーカー名、銘柄等を

記載するとともに、カタログの写し等を添付する。必要に応じ同等の品質、

機能を有することを証する資料を添付すること。

同等の品質、機能を有することを証するための諸費用は申請者の負担とする。

照会期間:平成26年11月10日 午後5時まで

提出方法:持参またはFAXによる。

- 5 納 期 平成27年3月13日までとする。
- 6 納入場所 新潟市水道局水質管理センター
- 7 納入方法 局係員の指示に従い、水質管理センター機器室に設置する。設置予定場 所は別紙 4「機器室平面図」を参照する。

8 その他特記事項

- (1) 据付費(耐震対策含む)、調整費、排気設備、機器説明板設置費, 既設装置(HITACHI 製 HPLC L-7000)及び付属する備品の撤去費(マニフェスト E 票の写しの提出)を含むこと。
- (2) 納入後の検査については、動作確認及び2.1.に示した分析精度の確認を実施すること。 当該検査が不合格であった場合、合格するまで検査を繰り返し実施すること。 なお、検査不合格の原因となった事項について、改善措置が困難と認められる場合 には、当局と別途協議することとし、その上で別の機種と交換する等の措置を講じる こと
- (3) 試運転後、局係員に対して操作手順及び保守管理手順の研修を無償で行うこと。また、機器設置後(約半年、1年及び2年後)に機器トレーニングを当所で2日間無償で実施すること(内容,日程については,局係員と協議し決定すること)。
- (4) 日本語の操作及び保守管理マニュアルを2部以上提出するとともに、併せて電子ファイルを提出すること。
- (5) 補償について
 - ①メーカー保証二年間に加え、納入後概ね一年後に機器の保守点検及び部品交換を無償で行うこと。
 - ②納入後一年以内にソフトの更新があった場合は、無償でバージョンアップを行うこと。
 - ③据付後に納入者の責任による欠陥が生じた際は、当局の指定する日時までに修理品 又は代品を納入すること。
- (6) 故障時の対応は、3営業日以内に行うこと。
- (7) 納入後10年間は部品供給や修理等については、当局からの依頼後、1ヶ月以内に対応できること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、局係員と協議の上定める。

別紙 1 陰イオン界面活性剤各種の基準値および基準値の 1/50 値

項目	基準値 (mg/L)	基準値の 1/50 (mg/L)
デシルベンゼンスルホン酸 ナトリウム ウンデシルベンゼンスルホン酸 ナトリウム ドデシルベンゼンスルホン酸 ナトリウム トリデシルベンゼンスルホン酸 ナトリウム テトラデシルベンゼンスルホン酸 ナトリウム	0. 2(総和)	0.004

別紙 2

ハロ酢酸類の基準値および定量下限値

項目	基準値 mg/L)	定量下限値 (mg/L)
クロロ酢酸	0.02	0.002
ジクロロ酢酸	0.04	0.002
トリクロロ酢酸	0.2	0.002

別添 18~20 対象農薬の目標値とその 1/100 値

		T		
整理番号	対象農薬リスト掲載農薬 その他農薬	目標値 mg/L	定量 下限値 mg/L	別添方法
1	2, 2-DPA(ダラポン)	0.08	0.0008	20
2	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(2, 4 -D)	0.03	0. 0003	18
3	MCPA	0.005	0.00005	20
4	アシュラム	0.5	0.005	18
5	アセタミプリド	0.2	0.002	20
6	アセフェート	0.006	0.00006	20
7	アミトラズ	0.006	0.00006	20
8	イミダクロプリド	0.1	0.001	20
9	インダノファン	0.009	0.00009	20
10	オキサジクロメホン	0.02	0.0002	20
11	オキシン銅	0.04	0.0004	20
12	カルバリル (NAC)	0.05	0.0005	18
13	カルプロパミド	0.04	0.0004	18
14	カルボフラン	0.005	0.00005	18
15	クミルロン	0.03	0.0003	20
16	クロメプロップ	0.02	0.0002	20
17	シアナジン	0.004	0.00004	20
18	ジウロン (DCMU)	0.02	0.0002	18
19	ダイムロン	0.8	0.008	18
20	チアジニル	0. 1	0.001	20
21	チウラム	0.02	0.0002	18
22	チオジカルブ	0.08	0.0008	18
23	チオファネートメチル	0.3	0.003	19
24	テブコナゾール	0.07	0.0007	20
25	テフリルトリオン	0.002	0.00002	_
26	トリクロピル	0.006	0.00006	18
27	トリクロルホン(DEP)	0.003	0.00003	_
28	トリシクラゾール	0.08	0.0008	18
29	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02	0.0002	20
30	フィプロニル	0.0005	0.000005	18
31	フェンチオン (MPP)	0.006	0.00006	18
32	フェントラザミド	0.01	0.0001	20
33	フルアジナム	0.03	0.0003	20
34	フルスルファミド		0.00005	20
35	プロベナゾール	0.05	0.0005	18
36	ブロマシル		0.000005	20
37	ベノミル		0.000005	-

38	ベンゾビシクロン	0.09	0.0009	20
39	ベンゾフェナップ	0.004	0.00004	20
40	ベンタゾン	0.2	0.002	18
41	ペントキサゾン	0.6	0.006	20
42	ベンフラカルブ	0.04	0.0004	19
43	メコプロップ (MCPP)	0.005	0.00005	18
44	メソミル	0.03	0.0003	18
45	メトミノストロビン	0.04	0.0004	20
46	メトリブジン	0.03	0.0003	20
47	フェンチオンオキソン分解物)	0.006	0.00006	18
48	フェンチオンオキソンスルホキシド (分解物)	0.006	0.00006	18
49	フェンチオンスルホキシド(分解物)	0.006	0.00006	18
50	フェンチオンオキソンスルホン (分解物)	0.006	0.00006	18
51	フェンチオンスルホン (分解物)	0.006	0.00006	18

図1 機器室平面図

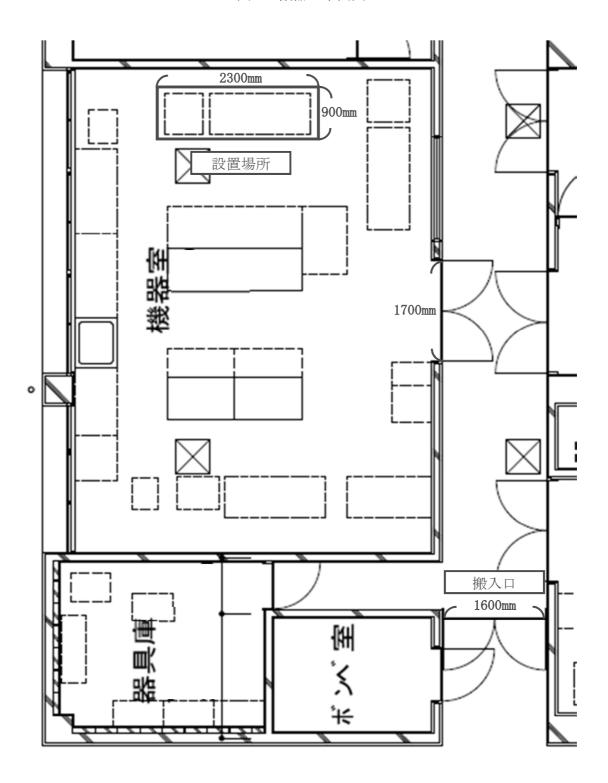


図 2. 設置スペース 立面図

